

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成28年 5月26日
【会社名】	株式会社ネクスグループ
【英訳名】	NCXX Group Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋山 司
【本店の所在の場所】	岩手県花巻市櫛ノ目第2地割32番地1
【電話番号】	0198-27-2851（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 石原 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山五丁目4番30号
【電話番号】	03-5766-9870
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 石原 直樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第6回無担保転換社債型新株予約権付社債 300,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権付社債（第6回無担保転換社債型新株予約権付社債）】

銘柄	株式会社ネクスグループ第6回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
記名・無記名の別	無記名式とし、本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金300,000,000円
各社債の金額（円）	金1,000,000円
発行価額の総額（円）	金300,000,000円
発行価額（円）	各社債の金額100円につき金100円 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
利率（％）	年率0.7％
利払日	償還日
利息支払の方法	1．本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、償還日に支払う。 2．1か年に満たない期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割をもってこれを計算する。 3．利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 4．償還期日後は利息をつけない。 5．本新株予約権行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日後はこれをつけない。 6．利息の支払場所は、下記「申込取扱場所」とする。
償還期限	平成29年6月12日
償還の方法	1．償還金額 各本社債の額面100円につき金100円 2．償還の方法及び期限 (1) 本社債の元本は、平成29年6月12日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
募集の方法	第三者割当の方法により、株式会社シークエッジ・インベストメントに300,000,000円（額面1,000,000円の本社債300個）を割り当てる。
申込証拠金（円）	該当事項はありません。
申込期間	平成28年6月13日
申込取扱場所	東京都港区南青山五丁目4番30号 株式会社ネクスグループ管理本部
払込期日	平成28年6月13日（月）
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には物上保証及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項はありません。
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。

（注）1．本新株予約権付社債については、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

2．社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

## (新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ネクスグループ普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額(下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項において定義する。ただし、同第3項によって調整された場合は調整後の転換価額とする。)で除して得られた数とする。この場合に、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。なお、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。</p> <p>2. 転換価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額(以下「転換価額」という。)は当初金643円とする。</p> <p>3. 転換価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。 なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。この場合、端数が生じたときは円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により調整を行う場合 時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合 当社の普通株式の株式分割等(当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当をいう)をする場合 時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する場合 株式の併合、合併、株式交換、又は会社分割のため転換価額の調整を必要とする場合 本項に基づき転換価額が調整された場合において、本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て現金による調整は行わない。</p> $\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額により} (\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金300,000,000円

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合にはその端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債権者は、平成28年6月13日から平成29年6月12日(本新株予約権付社債の払込み後)までの間、いつでも本新株予約権を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 東京都港区南青山五丁目4番30号 株式会社ネクスグループ管理本部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 東京都新宿区四谷3丁目3番1号 株式会社みずほ銀行四谷支店(当座預金)</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができるものとする。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は、額面1,000,000円あたり1個とし、合計300個の新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に上記行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、上記行使請求の受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に到着した日に発生する。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、上記「1 新規発行新株予約権付社債(第6回無担保転換社債型新株予約権付社債)」の償還期限の定めにかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。

3 株式の交付方法

当社は、行使の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

## 2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 3【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（新株予約権付社債）	300,000,000円
発行諸費用の概算額	4,200,000円
差引手取概算額	295,800,000円

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額には、弁護士費用1,000,000円、第三者評価機関による証券価値算定費用等2,000,000円、第三者調査機関による調査料300,000円、印刷会社費用800,000円、登記関連費用等100,000円であります。

### (2)【手取金の使途】

使途	金額	支出予定時期
事業運転資金（人件費）	50百万円	平成28年6月～平成28年8月
事業運転資金（借入金返済資金）	210百万円	平成28年6月～平成28年8月
農業ICT関連（開発費）	15百万円	平成28年6月～平成28年12月
農業ICT関連（設備投資）	20百万円	平成28年10月～平成28年11月
合計	295百万円	

(注) 1 調達した資金は、支出するまでの期間、当社の取引先銀行の普通預金口座にて保管する予定です。

2 資金使途の内容は、以下のとおりです。

当社の運転資金、および農業ICT事業における開発費および設備投資資金に充当します。

事業運転資金（人件費）

当社管理部門の人件費および、子会社の増加、新事業（農業ICT事業）の立ち上げにともなう、当社管理部門強化の為に募集費および外注費として使用します。

事業運転資金（借入金返済資金）

銀行からの長期借入金の返済資金として使用します。

農業ICT関連（開発費）

農業ICT事業の規模拡大により、複数のシステムの一括管理及びシステムエラー時のバックアップシステムなどの追加開発の費用として使用します。

農業ICT関連（設備投資）

農業事業において、収穫量を大きく左右する条件として日照と温度があげられます。当社の圃場の有る岩手県花巻市は、冬期は降雪が多く日照時間も少なく、低温となります。そのため、安定した収穫を行なう施策としてLEDライトや圃場ヒーターなどの設備投資を行います。

当社が注力するM2M市場においては、急速な市場拡大が見込まれており、市場規模は2013年に約2,300億円であったものが、2018年には1兆円を超える試算があるなど（出所：野村総合研究所「ITナビゲーター2015年版」）、引き続き非常に関心が高まっております。このような事業環境において、子会社である、高付加価値の通信機器デバイスを製造する株式会社ネクスと、同じく子会社で、2013年12月11日付け適時開示「株式会社SJIと当社子会社との吸収分割契約締結に関するお知らせ」のとおり、株式会社SJI（以下、「SJI」といいます。）が営む中部事業部、関西事業部及び九州事業部におけるシステム開発事業を吸収分割により承継した株式会社ネクス・ソリューションズ（以下「ネクス・ソリューションズ」といいます。）によって、デバイス製品のハードの提供だけに留まらず、サーバーアプリケーションや、その他のアプリケーションサービスなどのM2Mソリューションサービスを提供することで、成長を続けるM2M市場に対してバリューチェーンの垂直統合を進め、ワンストップサービスによるメリット提供、バリューチェーン全体での利益の最大化を目指しております。

デバイス製品の開発につきましては、お客様より開発資金をいただく受託開発と自己資金による開発が有ります。前者は、自社で開発資金がかからないというメリットが有る一方で、マーケットの状況に関係なくお客様からの受注が無いと開発着手ができません。そのため市場への製品投入のタイミングを逸する可能性があります。また、販売先が当該顧客に限られる為、幅広く販売を行う事が出来ません。一方、後者は自己資金が必要ですが、技術力・企画力を活かすことで、マーケットの需要に遅れる事無く開発に着手でき、また、販売先が限定される事無く複数の顧客に幅広く販売を行う事が出来ます。

そのため、当時開発中及び開発を予定していた4種の新製品について、当時市場には同様の製品が無いこと、今後成長が見込まれる自動車テレマティクス分野の製品など、潜在的需要がありその利便性と汎用性の高さから、早期に開発に着手でき、販売先を限定されない自己資金による開発を行なうことを決め、当社は平成26年10月30日付有価証券届出書のとおり、4種のM2M関連製品の開発資金、その中で既に受注見込みが立っていた1製品の一括仕入れ資金、今後の成長戦略としてM&Aを積極的に検討・実施していくための資金を資金使途とした、約11億円資金調達を実施しました。

しかし、平成26年10月10日に当社が連結業績予想の下方修正を行う適時開示を行ったことから、一部の投資家が引受を見合わせるなど、引受先及び調達額面が大きく変わる事となり、結果として約11億円の調達に留まり、上記資金使途として計画していたの必要資金全額（24億円）をまかなう調達が出来ませんでした。そして、平成27年3月13日付有価証券届出書のとおり、前回資金調達（平成26年10月30日付有価証券届出書）で不足する資金使途に加えて、受注見込みが立った別製品の仕入資金も含めた、必要資金11.6億円を調達致しました。調達した資金は資金使途に沿って使用しており、その充当の状況については表1の通りです。

M2M関連製品開発の為の外注費その他経費等につきましては、予定していた4種の新製品のうち1製品（以下「新製品」といいます）は、前期に開発が完了し、既に販売を開始しております。残りの3製品につきましても予定通り前期に開発に着手しており、内1製品は今期に入り開発が完了し、販売を開始しておりますが、残りの2製品につきましては、顧客使用に合わせた仕様変更などをおこなったため、開発が遅れ現在も継続して開発を進めており、今期中の開発完了を目指しております。

また、デバイス事業における一部製品の一括仕入の資金につきましては、当初、前述した新製品「OBD型データ収集ユニット」ともう1種の製品の一括仕入を想定しておりました。しかし、大手自動車関連企業に対しODM生産を行ない製品の提供を行なう予定の新製品の販売が先方の都合により頓挫したため、結果として自社ブランド製品として販売をする事となり、販売時期が今期にずれ込む結果となりました。そのため、資金の一部はもう1種の製品の一括仕入に充当し、未充当の資金につきましては、今期下期に控える新製品の自社ブランド製品の一括仕入に充当する予定です。これらは、支出予定時期がずれ込みましたが、今期の業績を達成する為に、当初の資金使途に沿って充当を行っていきます。

表1

資金使途	20141030調達資金	20150313調達資金	合計金額	充当額	未充当資金の支出予定時期
M2M関連製品開発の為の外注費その他経費等	500百万円	600百万円	1,100百万円	830百万円 (平成27年2月～平成28年3月)	平成28年4月～平成28年11月
デバイス事業における一部製品の一括仕入の為の資金	297百万円	560百万円	857百万円	630百万円 (平成27年8月～平成28年1月)	平成28年6月～平成28年9月
その他、資本提携、投資資金等	300百万円	-	300百万円	300百万円 (平成27年6月)	-
合計	1,097百万円	1,160百万円	2,257百万円	1,760百万円	

上記資金調達の後、平成27年6月には、SJIと資本業務提携を締結し、同社を子会社化しております。SJIの子会社化の背景として、当社が推進するバリューチェーンの垂直統合をスピーディーに進捗させることと、今後の成長分野でもありますロボット関連分野、自動車テレマティクス分野、クラウドソーシング分野への積極展開をおこなうために、ソフトウェア開発力の強化は必須となり、当社は、これまでソフトウェア開発事業を積極展開するため、今まで西日本でのみ事業展開を行っていたネクス・ソリューションズに関東事業部を設立するなど、西日本エリアから全国展開に向けて準備をすすめておりましたが、人員の採用などを考慮すると短期間での規模の拡大が難しい状況でありました。

当社はSJI自体がもつ顧客アカウントと本来の売上のポテンシャルを高く評価しており、SJIの顧客アカウントやノウハウを共有することで、双方の営業基盤を活用した営業促進の連携、新規製品の共同マーケティング、ソフトウェア等の共同開発及び共同研究、人材の相互交流などを実施し、両社の売上げの拡大と業務の効率化を図ることが可能と判断致しました。また、当社の成長に必要なソフトウェア開発力を十分に確保することが可能となり、当社グループ全体の成長に大きく寄与すると考え、子会社化致しました。

一方で、SJIからの申し出により、SJIの事業年度末である平成27年10月末時点において、債務超過が解消しなかった場合、信用不安による次期以降の業績への影響が大きくなることが予想されることから、10月末迄の新株予約権の行使の申し入れが有り、その申し入れの重要性を鑑み、行使を致しました。新株予約権行使につきましては、平成27年8月下旬から打診を受けておりましたが、払込実施（同年10月末）迄の短い時間的制約のなかでの行使となったため、当社が保有する別の使途予定の資金から充当することとし、加えて行使時の払込みとして支出した資金の一部を補填するため、保有するSJI株式の一部を譲渡し、資金を調達致しました。

その様な状況下で、当社は前期（平成27年11月期）決算において、不本意ながら当期純損失45百万円を計上する業績となりました。理由としては、前期および今期以降の売上に大きく寄与する自動車テレマティクス分野の新製品2機種（うち1機種は前述の新製品）の販売を予定しておりましたが、その内の新製品「OBD型データ収集ユニット」の販売において、大手自動車関連企業に対しODM生産を行ない製品の提供を行なう予定でしたが、顧客からの仕様変更の要求が有り追加開発を行い販売計画が大きく遅れ、顧客都合によりさらに販売計画が延期したうえで販売が頓挫致しました。そのため、前期予定していた売上から約19億円の売上減となりました。「OBD型データ収集ユニット」につきましては自社ブランドでの販売も開始しており多くの引き合いが来ております。また、今般のODM開発により、顧客毎の細かな要求に対応しカスタマイズしていくノウハウも蓄積されたため、今期の後半より売上貢献をしていく予定です。また、もう1種の新製品（前回（平成26年10月30日）資金調達での資金使途になっていない製品）においては顧客より仕様追加の要求が有り、追加開発を行ったため販売開始が大幅に遅れたため、前期の売上の一部が本格的に販売開始する今期下期にずれ込み、約13億円分の売上減となりました。こちらにつきましては、今期中に全ての受注を行なう予定です。さらに、昨年6月より連結子会社化したSJIの株式取得に関するのれん代の償却として256百万円を計上した事と、SJIの海外子会社である、恒星情報（香港）有限公司の円建て負債の為替換算の影響により、営業外費用195百万円を計上したためです。

また、グループ内での貸付も複数行っており、前期中の主なものとしては、グループ会社の新規事業のための資金貸付、運転資金の貸付等になり、グループ会社から打診を受け、回収が可能であるとの判断の元に貸付を行っております。貸付の期間は通常1年にしており、場合によってはそれよりも短い期間での返済がなされておりますが、貸付先に資金が不足している場合にはやむを得ず、返済日を延長することもあります。今期につきましては、前期の売上減を補うためにデバイス事業の営業活動の強化と新事業として農業ICT事業を推進しております。ただ、企業運営を行なう中で、追加受注などの発生による仕入原価の増加や、想定外の支出などもふまえて一定の余裕を持ったキャッシュマネジメントが必要ですが、前述の通り、前期決算における経常損失の計上によるキャッシュフローの悪化と、今期につきましても売上の多くは下期になることが見込まれ、加えて、グループ会社数社への貸付の多く（860百万円）につき、返済日を延長したため、今期上期からのキャッシュフローが手薄になります。そのため、一時的に手薄になる運転資金の補填と、新事業である農業ICT事業におけるソフトウェアの追加開発と、拡大した圃場における収穫量安定の為の追加設備の導入のために、この度の資金調達を実施することといたしました。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

割当先. 1

#### a 割当予定先の概要

名称	株式会社シークエッジ・インベストメント
本店の所在地	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 城丸 修一
資本金	12,000,000円
事業の内容	貸金業 企業に対する投資業務 株式、社債等の有価証券への投資業務 前各号に附帯関連する一切の業務
主たる出資者及びその出資比率	白井 一成 72.08%

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当該会社の役員2名が、当社株式を合計4,000株（発行済株式総数の0.02%）保有しております。
人事関係	当該会社の取締役 吉元麻衣子が、当社の親会社である株式会社フィスコの監査役を務めております。なお、株式会社フィスコのその他関係会社（元親会社）と当該会社は同一の親会社等を持つ会社であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c 割当予定先の選定理由

前述したS J Iの子会社化および平成27年10月の新株予約権行使にあたり、平成27年4月頃から当時当社の親会社であった、シークエッジインベストメントインターナショナルリミテッドに資金調達の打診をしていました。そして、同年10月の新株予約権行使にあたり、同社の兄弟会社である、株式会社シークエッジ・インベストメントをご紹介頂きました。その時点では検討時間も短く、資金調達はかないませんでした。その後も継続して事業説明などを行っており、この度の資金調達についても平成28年3月に代表取締役である城丸氏に説明を行ないました。

シークエッジインベストメントインターナショナルリミテッドからは、投資案件ごとに投資ヴィークルおよび投資方針について決定していると聞いており、今回は、当社から期間1年間の新株予約権付社債による資金調達をお願いをしたため、柔軟に対応しやすい日本法人であるシークエッジ・インベストメントで受けて頂けることになりました。

直近の業績の動向や当社が注力するM2M市場の成長性、M2M市場の潜在的需要についてご理解をいただいたうえで、当社の資金調達目的についてもご理解をいただき、今後の当社の発展性や事業成長性についても評価をいただきました。当社としては、資金調達目的について理解をいただいていること、当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示している事を口頭で確認し、本新株予約権付社債の割当先として選定致しました。

d 割り当てようとする新株予約権の目的となる株式の数

株式会社シークエッジ・インベストメント	466,562株
合計	466,562株

（注） 割り当てようとする株式の数は、本新株予約権付社債に付された新株予約権がその当初転換価額643円において全て転換された場合における株式の数となります。

e 株券等の保有方針

割当予定先が本新株予約権の行使により取得する株式については、当社との間で継続保有に関する保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権付社債の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断の上、市場動向を勘案しながら売却することに加え、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針である旨を口頭で確認しております。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは本第三者割当増資等の引受けにかかる資金確保に関し、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭でいただいております。預金残高を証する書面の提出を受け、資金状況に問題はないことを確認しており、当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

### g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先及び割当予定先の役員または主要株主が反社会的勢力との関係がない事を示す確認書の提出を受け、割当予定先が反社会的勢力との一切の関係がないことを確認いたしております。

また、上記とは別に割当予定先について反社会勢力と何らかの関係を有していないか、並びに割当予定先及び割当予定先の役員または主要株主（主な出資者）が犯罪歴を有するか否か及び割当予定先の役員または主要株主（主な出資者）が実在しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社ディー・クエスト（東京都千代田区駿河台3 - 4、代表取締役：脇山太介）に調査を依頼しました。その結果、割当予定先、当該割当予定先の役員または主要株主が反社会的勢力と直接のつながりが窺われない旨の報告書を受領いたしました。

また、各割当予定先の役員及び主要株主についても犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認されなかった旨の回答を得ております。

これらにより上記のとおり、当社は、割当予定先及び割当予定先の役員または主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等と一切の関係が無い事を確認し、社会的信用力は十分であると判断いたしました。なお、割当予定先よりその旨の確認書を受領しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権付社債の本社債の発行価額は、社債100円につき100円、転換価額につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（平成28年5月25日）の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値である643円といたしました。当該転換価額につきましては、当社の発行済株式総数と本第三者割当増資等により発行される新株式数、株式市場における当社株式の流動性、ボラティリティ、直近の上昇率及び株式市場の諸要因等、当社のおかれている状況を加味し、割当先と継続的に協議したうえで、決定したものであります。

また、当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定に際し、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに、外部の当社との取引関係のない独立した専門会社である第三者算定機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢元）に新株予約権の価値算定を依頼しました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向、当社の株価（平成28年5月25日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0%）、リスクフリーレート - 0.257%（評価基準日における中期国債レート）、割引率37.40%（無リスク金利を用いずに、代替資金調達コスト用いてペイオフの期待値を算出）、ボラティリティ（53.39%）、権利行使期間1年、配当率0.00、当社の信用リスク、資金調達コスト等を参考に公正価値評価であるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権付社債の公正価値を額面100円当たり96.92円と算定いたしました。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる新株予約権の価値算定の前提となる各条件について記載致します。

・割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、各時点において社債権者は各時点の価値と転換価値を比較することで転換行動を決定するものとします。また、発行体は、そのポジションが改善されるかどうかを検討し、早期償還行動を決定するものとします。具体的には、各時点において、社債権者は、 $\max[\min(Q_1, Q_2), Q_3]$ （ここで、 $Q_1$ は転換も早期償還もされない時の価値、 $Q_2$ は早期償還時の価値、 $Q_3$

は転換した場合の価値）とするよう行動することを仮定します。行使期間満了日（平成29年6月12日）に時価が転換価額以上である場合には残存する本新株予約権の残数全てを行使するものと仮定しております。

・本新株予約権については、原則、株価が「転換価額 + 代替資金調達コスト」を超過した場合に取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替資金調達コストは37.40%（修正CAPMにより算定した株主資本コスト11.47%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分25.93%を加えた数値）としており、取得条項を発動する株価水準は、転換価額643円に代替資金調達コスト分240円（差額）を加えた883円（転換価額643 ×（代替資金調達コスト37.40% + 100%）：小数点以下切り下げ）としております。株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。

当社としては、現時点において、明確な取得条項を発動するタイミングは設定しておらず、発行後すぐに取得条項を発動することは想定しておりませんが、当社業績の回復などの理由により当社株価が上昇した場合には新株予約権の引受人に転換を促すことが可能となることから、取得条項を発動することを想定しております。ま

た、本付属新株予約権の公正価値の算定において、株価が883円となると取得条項が発動されるという前提に基づいて新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しており、また実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的に取得条項発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから合理性と妥当性があると判断しております。

なお、取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。

よって取得条項があることは、発行体の選択により株価上昇した場合に新株予約権を発行体が取得できるというオプションを本新株予約権の引受人が発行体に付与していることと同一であり、新株予約権の価格を減価する要因となります。

なお、取得条項は、株価上昇時において本新株予約権付社債の転換を促進させるとともに、転換された社債については金銭による社債の償還が必要なくなり自己資本の増強を図ることを目的として付与しております。

株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり10,390株(平成27年5月26日から平成28年5月25日までの日次売買高の中央値である103,900株の10%)ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

当社は、本新株予約権付社債について、本新株予約権付社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益、すなわち本新株予約権付社債の実質的な対価(額面100円につき100円)と東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の算定した公正価値とを比較し、本新株予約権付社債の実質的な対価が本新株予約権付社債の公正価値を大きく下回る価値ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断致しました。

なお、本日開催の取締役会において、当社監査役3名のうち2名(全出席監査役。常勤監査役欠席、社外監査役2名出席)からは、上記と同様の理由により、本新株予約権付社債の発行については、特に有利な条件での発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に発行される当社の株式数は466,562株(議決権の数は4,665個)であり、平成28年5月26日現在の当社の発行済株式総数15,030,195株(議決権の総数は148,312個)に対して3.10%(議決権の総数に対しては3.15%)となり、当社株式に一定程度で希薄化が生じることとなります。しかしながら、本新株予約権付社債により調達する資金を上記「第一部 証券情報 第1 募集要項 3 新規発行による手取金の使途」に記載のとおり、当社が農業ICT事業拡大戦略を実施していくための必要資金に充当することによって、将来的に今回の希薄化以上に当社の企業価値及び株式価値の向上に寄与すると考えられることから、本第三者割当の規模及び希薄化の程度は合理的な水準であると判断しております。

当社株式の直近1か月間の1日当たりの平均出来高は86,011株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は175,131株、直近6か月間の1日当たりの平均出来高は324,593株、となっており、一定の流動性を有しております。また、株式会社シークエッジ・インベストメントが本新株予約権を行使して取得した場合の当社株式数466,562株を本新株予約権の行使期間である1年間(245日/年営業日で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は1,905株(小数点以下切捨て)となり、上記直近1か月間の1日当たりの平均出来高の2.21%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の1.09%、直近6か月間の1日当たりの平均出来高の1.59%となるため、これらの売却が市場内で短期間に行われた場合には、市場で流通する当社株式の株価に一定の影響は及ぼすものと考えられます。しかしながら、割当予定先である株式会社シークエッジ・インベストメントが当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭で表明していることから、当社株式の流通市場における株価への影響は限定的なものになると考えております。

**4【大規模な第三者割当に関する事項】**

該当事項はありません。

**5【第三者割当後の大株主の状況】**

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
(株)フィスコ	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号	5,198,700	35.05	5,198,700	33.98
(株)フィスコダイヤモンドエージェンシー	東京都港区南青山五丁目4番30号	3,000,000	20.22	3,000,000	19.61
(株)シークエッジ・インベストメント	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号	-	-	466,562	3.05
(株)エイビット	東京都八王子市南町3番10号	349,000	2.35	349,000	2.28
森本 友則	東京都世田谷区	200,000	1.34	200,000	1.31
(株)S J I	東京都品川区東品川四丁目12-8	125,008	0.00	125,008	0.00 (注)4
藪田 健介	東京都江戸川区	79,000	0.53	79,000	0.52
日本証券金融(株)	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	78,100	0.52	78,100	0.51
(株)ネクスグループ	岩手県花巻市柵ノ目第2地割32番地1	72,516	0.00	72,516	0.00 (注)4
投資事業組合Fターゲットファンド	東京都港区虎ノ門五丁目3-20 仙石山アネックス306	68,100	0.45	68,100	0.45
日原 昭二	岩手県釜石市	57,300	0.38	57,300	0.37
計	-	9,227,724	60.88	9,694,286	62.07

(注)1. 所有株式数につきましては、平成27年11月30日時点の株主名簿に記載された数値を記載しております。

2. 平成27年11月30日現在の発行済株式総数は15,030,195株であります。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株予約権付社債の転換価額643円で全て転換された場合の潜在株式数466,562株にかかる議決権数を、平成27年11月30日現在の発行済株式総数15,030,195株から自己株式、会社法施行規則67条第1項の規定により議決権を有しない株式及び単元未満株式198,995株を控除した14,832,100株にかかる議決権数に加えた数で除して算出した割合です。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第32期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成28年5月26日）までの間に生じた変更はありません。また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成28年5月26日）現在についても変更の必要はないものと判断しております。

### 2．臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第32期）提出日（平成28年2月25日）以降、本有価証券届出書提出日（平成28年5月26日）までの間において、以下の臨時報告書を東北財務局長に提出しております。（平成28年2月25日提出）

#### 1 提出理由

平成28年2月25日開催の当社第32回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年2月25日

##### (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、秋山司、石原直樹、深見修、齊藤洋介、松平定知の各氏を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、浦野充敏、長瀬数久、俵健太郎の各氏を選任する。

第4号議案 ストックオプションとしての新株予約権を発行する件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果（会社提案）

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	93,860	166	-	（注）1	可決（99.82%）
第2号議案				（注）2	
秋山 司	93,785	241	-		可決（99.74%）
石原 直樹	93,818	208	-		可決（99.78%）
深見 修	93,811	215	-		可決（99.77%）
齊藤 洋介	93,818	208	-		可決（99.78%）
松平 定知	93,810	216	-		可決（99.77%）
第3号議案				（注）2	
浦野 充敏	93,871	155	-		可決（99.84%）
長淵 数久	93,870	156	-		可決（99.83%）
依 健太郎	93,866	160	-		可決（99.83%）
第4号議案	93,613	413	-	（注）1	可決（99.56%）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3．賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの議決権行使書面提出分及び当日出席の全ての株主分）に対する、議決権行使書面提出分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

（平成28年3月31日提出）

1 提出理由

当社の親会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1．親会社の異動

(1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 シークエッジ インベストメント インターナショナル リミテッド  
SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED

住所 Room1135-1139, Sun Hung Kai Centre, 30 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong

代表者の氏名 董事 白井 一成

資本金 1,000,000HKD（平成27年12月31日現在）

事業の内容 貿易業、投資業

(2) 当該異動の前後における当社の親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	81,987個(間接保有)	55.28%(間接保有)
異動後	個	%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : シークエッジ インベストメント インターナショナル リミテッドが、当社の親会社株式会社フィスコ普通株式の一部を売却し、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、同社が保有するフィスコの議決権割合が38.84%となったことから、当社の親会社に該当しないこととなりました。なお、異動前はフィスコの議決権割合を46.29%所有していたため、実質支配基準から親会社に該当しておりました。

異動の年月日 : 平成28年3月22日

### 3. 自己株券の取得等の状況

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第32期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成28年5月26日)までの間における自己株式の取得等の状況は以下のとおりであります。

#### 1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

平成28年5月26日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成28年2月12日)での決議状況 (取得期間 平成28年2月12日~平成28年11月20日)	400,000株を上限とする。	2億円を上限とする。
報告月における取得自己株式(取得日)	-	-
計	-	-
報告月末現在の累計取得自己株式	-	-
自己株式取得の進捗状況(%)	0.0	0.0

#### 2 処理状況

該当事項はありません。

#### 3 保有状況

平成28年5月26日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	15,030,195
保有自己株式数	72,516

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第32期)	自 平成26年12月1日 至 平成27年11月30日	平成28年2月25日 東北財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第32期)	自 平成26年12月1日 至 平成27年11月30日	平成28年3月22日 東北財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第33期第1四半期)	自 平成27年12月1日 至 平成28年2月29日	平成28年4月14日 東北財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示等手続ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年2月18日

株式会社ネクスグループ

取締役会 御中

### 東光監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 外山 卓夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 昌也

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクスグループの平成26年12月1日から平成27年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクスグループ及び連結子会社の平成27年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

(1) 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成28年1月26日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、特に有利な条件によりストック・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき承認を求める議案を、平成28年2月25日開催予定の第32回定時株主総会に付議することを決議した。

(2) 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ネクスグループの平成27年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ネクスグループが平成27年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、会社は、再発防止策の策定と運用強化に取り組んでいるが、内部通報制度およびコンプライアンス研修について、決算日変更により、社内規程・ルール等の整備は完了したものの、是正処置の運用を評価するための十分な期間を得られなかった。このため会社の全社的な内部統制に開示すべき重要な不備が存在しているが、特定した必要な修正はすべて連結財務諸表に反映されている。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月18日

株式会社ネクスグループ

取締役会 御中

### 東光監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 外山 卓夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 昌也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクスグループの平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第32事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクスグループの平成27年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

(1) 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成28年1月26日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、特に有利な条件によりストック・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき承認を求める議案を、平成28年2月25日開催予定の第32回定時株主総会に付議することを決議した。

(2) 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年4月11日

株式会社ネクスグループ  
取締役会 御中

東光監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 昌也	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	早川 和志	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクスグループの平成27年12月1日から平成28年11月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年12月1日から平成28年2月29日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年12月1日から平成28年2月29日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネクスグループ及び連結子会社の平成28年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。